

熱損失防止改修固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

越 前 市 長 殿

(納税義務者)

住所(所在地)

氏名(名 称)

㊞

電 話 番 号

個人番号(法人番号)

地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修住宅に係る固定資産税の減額措置の適用を受けたく、事実を証する書類を添えて次のとおり申告します。

1 家屋の表示

所 在 地	越前市 町・丁目 字 番地						
種類(用途)	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅 ・ その他 ()						
構 造	木造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ プレハブ造 ・ その他 ()						
床 面 積	延べ	m ²	1階	m ²	その他	m ²	階建
改 修 工 事 について	改修工事に要した費用				円		
	補 助 金 額				円		
	改 修 完 了 年 月 日				令和 年 月 日		
登 記 済 み 家屋の場合	登 記 年 月 日				令和 年 月 日		
	建 築 年 月 日				令和 年 月 日		
	家 屋 番 号						
併用住宅の 場 合	居 住 部 分 の 面 積				m ²		
	居住の用に供した年月日				令和 年 月 日		
3 か月以内に提出 出来なかった理由							

[添付書類]

- 1 省エネ基準に適合することを証する証明書 (建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの)
- 2 改修に要した費用を証する領収書の写し (補助金の交付がある場合は交付額のわかるもの)
- 3 改修を行った建物の図面の写し
- 4 改修前と改修後の該当箇所の写真

[該当要件について]

- 1 平成 26 年 4 月 1 日以前に建築された住宅であること。
- 2 平成 20 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、次の①から④までの工事を行うこと。
 - ①窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ※必須
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事注）①から④までの改修工事について、それぞれが現行の省エネ基準に新たに適合する必要があります。
- 3 改修後の住宅の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること。
- 4 省エネ改修部分の工事費が、国又は地方公共団体からの補助金を除いて 60 万円を超えること。（窓等の断熱改修工事費用が 50 万円を超える場合には、省エネに資する太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて 60 万を超えた場合は可）
- 5 過去に同制度の適用をうけていないこと。

[減額期間および額について]

改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅の一戸あたり 120 m²以下分の固定資産税の 3 分の 1 を減額する。

[重複適用の可否について]

住宅バリアフリー改修との可否	○
住宅耐震改修との可否	×
新築住宅の軽減制度との可否	×